

第 11 回 第 1 農 地 部 会 議 事 錄

日 時 令和 7 年 1 月 18 日 (火) 午前 10 時 00 分

場 所 津市上下水道庁舎 2 階 大会議室

出席部会委員 1 岡安 俊也 • 2 川邊 千秋 • 3 北澤 奈帆美 • 4 田村 明
5 前川 洋子 • 8 喜多 義幸 • 9 木下 伸裕 • 10 小粥 文夫
11 清水 喜代己 • 13 丸山 耕一 • 19 太田 義政 • 23 水谷 隆
以上 12 名

欠席委員 12 藤田 直樹 • 21 坂野 大徹

出席部会員外委員

議長 第 1 農地部会長 太田 義政

事務局職員 辻岡事務局長・加賀次長・横井主幹・和田主査

総合支所 河芸：本郷担当副主幹 芸濃：柴田担当副主幹
美里：谷川担当主幹 安濃：江副担当副主幹

議事録署名者 1 岡安 俊也 • 9 木下 伸裕

事項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)
報告第 6 号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第 1 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則 (昭和 44 年政令第四十五号) 第 3 条第 1 項において準用する第 3 条第 2 項の規定による津市農業振興地域整備計画変更案に関する意見書の提出について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)

議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)

議案第 6 号 非農地証明願について

議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による意見書の提出について (賃貸借権、使用貸借) <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	<p>第11回の第1農地部会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席は12番 藤田 直樹委員、21番 坂野 大徹委員の2名でございまして、出席委員は12名ということになります。</p> <p>本日の議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。1番 岡安俊也委員、9番 木下 伸裕委員、よろしくお願ひいたします。</p> <p>まず、会長専決等の報告事項に入ります。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の1ページから3ページお願ひいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。</p> <p>番号1から12で、件数は12件、合計面積は51,745.00m²で、その内訳は田が49,867.00m²で畠が1,878.00m²でございます。</p> <p>これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。</p>
	<p>4ページから11ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。</p> <p>番号1から18で、件数は18件、合計面積は71,844.82m²で、その内訳は田が51,761.00m²、畠が19,722.82m²、その他が361.00m²でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出でございます。</p> <p>なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。</p>
	<p>12ページをお願いします。</p> <p>報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。</p> <p>番号1、番号2 道路拡幅用地 番号3 一般個人住宅用地 以上、件数は3件、合計面積は254.14m²で、その内訳は田が13.14m²で、畠が241.00m²でございます。</p>
	<p>13ページをお願いします。</p> <p>報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。</p> <p>番号1 宅地分譲用地（10区画） 番号2、番号3 一般個人住宅用地 番号4 倉庫用地 番号5 宅地分譲用地 番号6 宅地造成 以上、件数は6件、合計面積は3,988.00m²で、その内訳は田が3,557.00m²、畠が431m²でございます。</p>

14ページをお願いします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）、でございます。

番号1 一般個人住宅用地

以上、件数は1件、合計面積は296.00m²で、すべて畠でございます。

15ページをお願いします。

報告第6号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号1 _____、主たる耕作物 香料作物、水稻、耕作面積 田で42.0ha、畠で2.10ha、合計44.40ha。

番号2 _____、主たる耕作物 小麦、大豆、耕作面積 田で11.50ha。

以上件数は2件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条第1項において準用する第3条第2項の規定による津市農業振興地域整備計画変更案に関する意見書の提出について、事務局の説明をお願いします。

事務局 別冊の議案第1号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条第1項において準用する第3条第2項の規定による津市農業振興地域整備計画変更案に関する意見書の提出について、でございます。

農業振興地域の農用地区域内の農地を農用地以外の用途に供する場合には、農用地区域からの除外が必要になります。市では原則1月と7月の年2回、除外の申出を受け付けており、その申出の内容が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に規定されている6つの要件を全て満たすかを判断しております。

また、農業振興地域の農用地区域外の農地を新たに農用地区域として設定する場合、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項の各号に掲げる要件を満たすかを判断しております。

また、意見書の提出につきましては、市は農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により準用する同条第1項の規定により、農業振興地域整備計画の変更を行うときは、農業委員会へ意見を聴取することとなっています。農業委員会は「農業振興地域制度に関するガイドライン第11」に基づき、本市整備計画の推進に必要な農地の流動化等農地の利用関係の調整、集団化等の構造政策の推進上重要な役割を担っており、これらの施策が適切に行われるよう意見書を提出します。

それでは、議案書に基づき説明をさせていただきます。

1ページから3ページに、除外・編入箇所一覧表で、番号1から番号5、番号7が農用地区域からの除外で、番号8が農用地区域への編入です。4ページ以降、それぞれの付図がつけてあります。

それでは、1ページから順に説明をいたします。

番号1、高野尾町西豊久野、面積 1, 059m²。

除外理由 歯科医院でございます。

番号2、大里山室町西川原、面積 761m²。

除外理由 農家分家住宅でございます。

番号3、河芸町南黒田八之坪、面積 583m²。

除外理由 農家分家住宅でございます。

番号4、芸濃町椋本大笛、面積 3, 619m²。

除外理由 駐車場及び資材置場でございます。

番号5、河芸町南黒田山王、面積 399. 99m²。

除外理由 農家分家住宅でございます。

番号7、芸濃町椋本西富家、面積 6, 647m²。

除外理由 駐車場及び資材置場でございます。

番号8、美里町高座原宮之前、面積 1, 361m²。

編入 中山間地域等直接支払交付金の事業を実施予定でございます。

以上、農用地区域からの除外6件につきましては、いずれの案件も地域計画の達成に支障はなく、付図からも集団農地の端であり、一団の農用地の集団化を損なうものではないため、農地の利用集積、集約化への支障はないものと考えます。

また、農用地への編入1件につきましては、農用地と連坦しており、地域計画の区域内農地となっていることから農地の利用集積、集約化の推進に寄与するものと考えられます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

担当地区の委員さんにおかれましては、見ていただいておると思いますけれども、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。

それでは、これらの案件につきまして適正であると認め、津市に意見書として提出することといたします。

次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の16ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、で

ございます。

番号1、地区 藤水、申請地 藤方上り坂、登記地目・現況地目とも畠、面積 463m²。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は管理困難のためです。

番号2、地区 新町、申請地 南河路備後、登記地目 田、現況地目 畠、面積 248m²。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号3、地区 栗真、申請地 栗真小川町中沢、登記地目・現況地目とも畠、面積 479m²。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号4、地区 神戸、申請地 野田浜垣内、登記地目・現況地目とも畠、面積 247m²。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号5、地区 片田、申請地 片田長谷場町角ド、登記地目 田、現況地目 畠、面積 1,252m² 外5筆、合計面積 9,750m²。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

17ページをお願いいたします。

番号6、地区 豊津、申請地 河芸町一色中起、登記地目・現況地目とも畠、面積 383m²。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号7、地区 明、申請地 芸濃町中縄下興、登記地目・現況地目とも田、面積 2,085m²。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号8、地区 明合、申請地 安濃町戸島南在神、登記地目・現況地目とも田、面積 782m² 外4筆、合計面積 6,161m²。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は遠方による耕作不便のためです。

番号9、地区 村主、申請地 安濃町今徳天野山、登記地目・現況地目とも畠、面積 267m²。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は労力不足のためです。

以上、件数は9件、合計面積は20,083m²で、このうち田が16,294m²で、畠が3,789m²でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。

	番号1、地区 藤水、お願ひします。
北澤委員	3番、北澤です。現地確認をしたところ、特に問題はありませんので、よろしくお願ひします。
議長	番号2、地区 新町、お願ひします。
川邊委員	2番、川邊でございます。7日に地元の推進委員と現地確認しました。問題ございません。よろしくお願ひします。
議長	番号3、地区 栗真、お願ひします。
水谷委員	23番、水谷です。本日欠席の坂野委員に現地確認に行っていただきました。特段問題ないという報告をいただいているので、よろしくお願ひいたします。
議長	番号4、地区 神戸、お願ひします。
前川委員	5番、前川です。地元推進委員さんも特に問題ないということですので、よろしくお願ひします。
議長	番号5、地区 片田、お願ひします。
前川委員	5番、前川です。地元推進委員さんも特に問題ないということですので、よろしくお願ひします。
議長	番号6、地区 豊津、お願ひします。
喜多委員	8番、喜多です。推進委員と事務局と現場を見ましたが、別に問題ありませんでしたので、よろしくお願ひいたします。
議長	番号7、地区 明、お願ひします。
小粥委員	10番、小粥でございます。11月8日に現地確認をいたしまして、特に問題ありませんので、よろしくお願ひします。
議長	番号8、地区 明合、お願ひします。
丸山委員	13番、丸山です。現地確認の結果、特に問題として報告すべきところはありませんでした。よろしくお願ひいたします。
議長	番号9、地区 村主、お願ひします。
丸山委員	13番、丸山です。現地確認の結果、特に問題ということで報告すべき点はございません。よろしくお願ひいたします。
議長	分かりました。ありがとうございます。

番号1から番号9について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 18ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 大里、申請地 大里窪田町中鳶、登記地目・現況地目とも田、面積 453m²。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第1種農地で、不許可の例外に該当するものと判断されます。

番号2、地区 高野尾、申請地 高野尾町下り町、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 4.73m²。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。30年ほど前から家を建築し、庭として使用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 白塚、申請地 白塚町小山、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 763m²。

これにつきましては、申請地を冷凍倉庫及び進入路とするものです。昭和62年に水産業を営んでいた地権者が、海産物の冷凍・保存のために倉庫を建築した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号4、地区 神戸、申請地 野田柳谷、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 109m²。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。平成12年の隣地への住宅建替え時に、対象地を庭とした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号5、地区 神戸、申請地 半田和屋、登記地目 畑、現況地目 雜種地、面積 294m²。

これにつきましては、申請地を駐車場及び農業用倉庫、資材置場とするものです。昭和61年3月頃から農業用倉庫・資材置場・駐車場として利用していた旨の経緯書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 雲林院、申請地 芸濃町雲林院松之浦、登記地目・現況地目とも田、面積 301m²のうち151.16m²。

これにつきましては、申請地を車庫建築用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 安濃、申請地 安濃町安濃天伯、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 171m²。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。昭和59年から診療所の駐車場としていた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 明合、申請地 安濃町戸島川南、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 224m²。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。昭和30年に住宅を建築した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は8件、面積は2, 169. 89m²で、このうち田が604. 16m²で、畠が1, 565. 73m²でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

また、今回の農地法第4条第1項の規定による許可申請のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりましてご配慮いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

今回の案件のうち、始めに農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号1についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この件につきまして、地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 大里、お願いします。

岡安委員 1番、岡安です。現場を確認させていただきました。何ら問題がないと判断させていただきました。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。それでは、番号1については、許可をすることに決定をいたしますので、_____委員は入室してください。

< 入室 >

議長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いいたします。

番号2、地区 高野尾、お願ひします。

岡安委員 1番、岡安です。この件につきましても何ら問題はございません。よろしくお願ひいたします。

議長 番号3、地区 白塚、お願ひします。

田村委員 4番、田村です。11月7日に地元推進委員と現地確認を行いました。事務局説明のとおりで問題ありませんでしたので、よろしくお願ひします。

議長 番号4と5、地区 神戸、お願ひします。

前川委員 5番、前川です。11月7日に地元推進委員さんと現地確認し、特に問題ありませんので、事務局の説明どおりですので、よろしくお願ひします。

議長 番号6、地区 雲林院、お願ひします。

木下委員 9番、木下でございます。現地確認しましたが、特段問題ございません。よろしくお願ひします。

議長 番号7、地区 安濃、お願ひします。

丸山委員 13番、丸山です。現地確認の結果、特に問題として報告すべきところはありませんでした。よろしくお願ひいたします。

議長 番号8、地区 明合、お願ひします。

丸山委員 13番、丸山です。これについても現地確認の結果、特に問題としてご報告するべき点はありませんでした。よろしくお願ひいたします。

議長 番号2から番号8につきまして、地元委員さんから異議なしということでございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、19ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 雲出、申請地 雲出島貫町川端、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 257m²。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。昭和62年頃から住宅用地として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 新町、申請地 南河路備後、登記地目・現況地目とも田、面積 248m² 外2筆、合計面積 744m²。

これにつきましては、申請地を農家住宅用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 大里、申請地 大里山室町西野々、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 195m² 外1筆、合計面積 411m²。

これにつきましては、申請地を農業用施設用地とするものです。昭和51年頃から農業用倉庫及び進入路として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、農用地区域内農業用施設用地と判断されます。

番号4、地区 大里、申請地 一身田睦合町西垣内、登記地目・現況地目とも畠、面積 796m²。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 一身田、申請地 一身田大古曾奥池ノ下、登記地目・現況地目とも田、面積 466m² 外6筆、合計面積 1,173m²。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は457.91m²、パネル設置率は39%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

20ページをお願いいたします。

番号6、地区 一身田、申請地 一身田大古曾奥池ノ下、登記地目・現況地目とも田、面積 552m² 外3筆、合計面積 1,397m²。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は457.91m²、パネル設置率は33%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 安濃、申請地 安濃町内多山出、登記地目・現況地目とも田、面積 469m² 外3筆、合計面積 1,233m²。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル

設置面積は410.58m²、パネル設置率は33%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

21ページをお願いいたします。

番号8、地区 明合、申請地 安濃町野口平塚、登記地目・現況地目とも畠、面積 505m² 外2筆、合計面積 1,228m²。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は402.98m²、パネル設置率は33%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は8件、合計面積は7,239m²で、このうち田が4,475m²で、畠が2,764m²でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員からの意見を伺います。

番号1、地区 雲出、お願いします。

北澤委員 3番、北澤です。現地確認をしたところ、特に問題は見当たらなかったので、よろしくお願ひいたします。

議長 番号2、地区 新町、お願いします。

川邊委員 2番、川邊でございます。この土地は議案第2号で承認していただきました隣の場所でございます。地元の推進委員と現地確認をいたしました。問題ございません。よろしくお願ひします。

議長 番号3と番号4、地区 大里、お願いします。

岡安委員 1番、岡安です。何ら問題はございませんでした。よろしくお願ひいたします。

議長 番号5と番号6、地区 一身田、お願いします。

田村委員 4番、田村です。11月7日に会長、部会長出席の下、現地確認を行いました。番号5、番号6番とともに隣接の土地で以前から休耕田となっておりますが、事務局説明のとおりで問題ありませんので、よろしくお願ひします。

議長 番号7、地区 安濃、お願いします。

丸山委員 13番、丸山です。現地確認の結果、特に異議を報告すべき点はありませんでした。よろしくお願ひいたします。

議長 番号8、地区 明合、お願いします。

丸山委員	13番、丸山です。これにつきましても現地確認の結果、特に異議を申し上げる点はございませんでした。よろしくお願ひいたします。
議長	番号1から番号8について、地元委員さんから異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	それでは異議なしと認め、議案第4号について許可をすることに決定をいたします。 次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。
事務局	22ページをお願いいたします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、でございます。 番号1、地区 大里、申請地 大里睦合町大掛、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 280m ² 。 これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。昭和45年頃から住宅用地として使用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 許可証の交付につきましては、都市計画法43条との同時許可となります。農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は1件、合計面積は280m ² で、全て畠でございます。 この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 大里、お願いします。
岡安委員	1番、岡安です。現地確認させていただきました。何ら問題ございません。よろしくお願ひいたします。
議長	番号1について、地元委員さんから異議なしということでございました。皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	それでは、異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定をいたします。 次に、議案第6号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第6号 非農地証明願についてでございます。 番号1、地区 安東、対象地 長岡町井戸、登記地目 田、現況地目 宅地、

面積 12m² 外 3 筆、合計面積 471m²。

これにつきましては、令和7年10月29日発行の課税証明書により、対象地に昭和50年頃に住宅を建築し、現在に至ることが確認できます。

以上、件数は1件、合計面積は471m²で、その内訳は田が166m²、畠が305m²でございます。

この案件につきましては、農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 安東、お願いします。

川邊委員 2番、川邊です。7日に地元の推進委員3名と現地確認をいたしました。問題はございません。1名の推進委員は欠席でございまして、3名と私で確認をいたしました。よろしくお願いします。

議長 番号1について、地元委員さんから異議なしということでございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第6号について証明することといたします。
次に、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）、でございます。

37ページをお願いいたします。

件数は162件、合計面積は666,096m²で、このうち田が633,228m²で、畠が30,469m²、その他が2,399m²でございます。

意見の提出につきましては、農地中間管理機構は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなっています。農業委員会は賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地所有適格法人であるか等」の要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。

また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、意見書を提出します。

今回提出させていただきました促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。

また、今回の促進計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして

ご配慮いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

今回の案件のうち、初めに農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件からご審議をお願ひいたします。

整理番号16から整理番号30、並びに整理番号141についてです。

_____委員、一時退室をお願ひいたします。

<退室>

議長 この案件についていかがでしょうか。

整理番号16から整理番号30 該当P3からP6

整理番号141 該当P28

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。

それでは、これらの案件につきまして適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することといたします。

_____委員、入室してください。

<入室>

議長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。

それでは、これらの案件につきまして適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することといたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

これをもって第11回第1農地部会を終了いたします。

午前10時40分

上記は、第11回第1農地部会の議事を録したものである。

令和7年 月 日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____